明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件　一

（**内閣府**七二）

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件（**厚生労働**二〇〇）　二

〔公　告〕

裁判所

諸事項

破産、免責、再生関係　三

特殊法人等

第四十六回下水道技術検定実施、第三十四回下水道管理技術認定試験実施関係　一六

地方公共団体

行旅死亡人関係　一七

会社その他

会社決算公告　一九